

接続料の算定等に関する研究会 事業者ヒアリング ご説明資料

シェアードアクセス方式における残置回線に係る 接続料算定方法の見直しについて

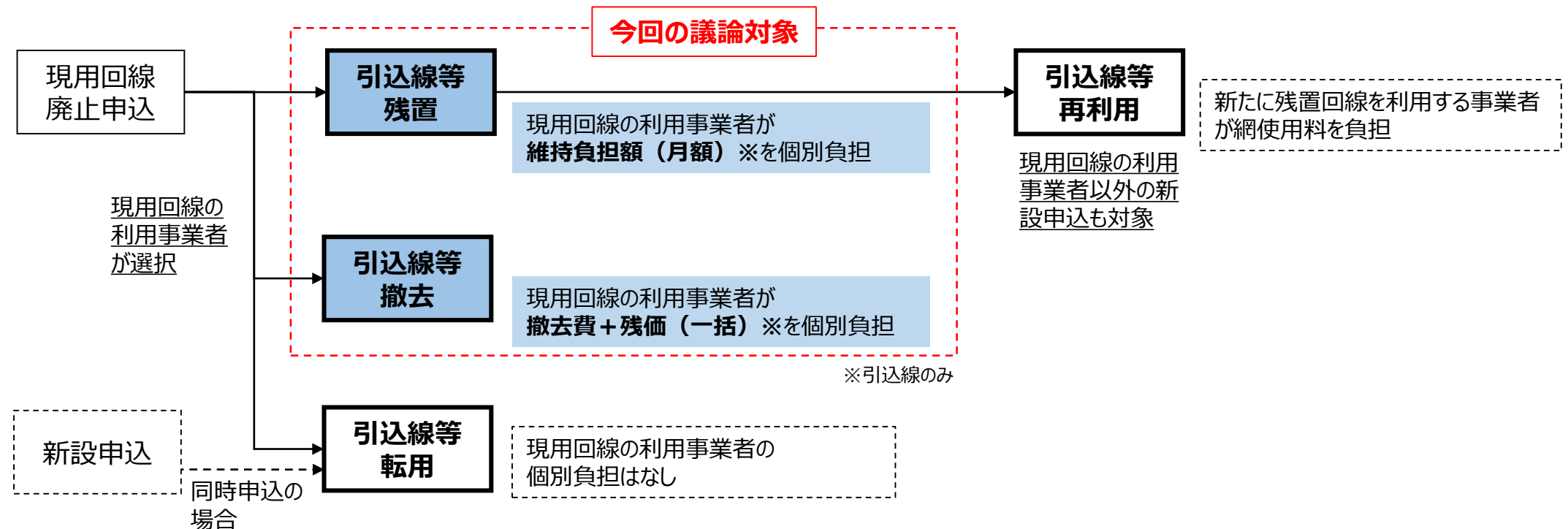
2023年1月24日



シェアードアクセス方式の引込線等の設備について

- 現用回線の廃止申込があった際、シェアードアクセスの引込線等の設備（引込線及び光屋内配線）については、**当該回線の利用事業者（当社を含む）が「残置」「撤去」「転用」※のいずれかを選択**し、その選択に応じた費用を負担しています。
※KDDI殿⇄NTT東西フレッツ間で実施中（シェアードアクセス⇄コラボ光間転用は現在協議中）

- 引込線等を「残置」している建物等において回線新設の申込があった際は、申込事業者によらず、**当該残置回線を「再利用」することで設備の効率的な運用**を行っているところです。



回線廃止時の引込線等の扱いについて

- FTTNサービスの需要が継続的に発生する状況においては、シェアドアクセス方式の引込線等の設備は回線廃止時に撤去することなくそのまま残置して再利用していくことが効率的であり、かつユーザ利便にも適うと考えます。
- これまで、当社においても、原則※として引込線等を残置してきたところです。（当社が残置する場合も、接続事業者様と同様に維持負担額を負担） ※個別のお客様要望がある場合や建物取壊し等により、残置の必要がないことが明らかな場合は除く
- なお、同一建物に複数の回線が残置されるケースも一部ありますが、撤去にはコストやお客様対応に伴う稼働を要することを踏まれば、当該の残置回線の撤去のみを目的とした対応を行うことは不要と考えます。

		現用回線を残置し再利用する場合	現用回線の撤去後、新設する場合
コスト	廃止される回線の償却費	必要 (月額にて負担)	必要 (撤去時に残額を一括負担)
	廃止される回線の撤去工事費	不要	必要
	回線の再利用／新設時の設備構築費	不要	必要
コスト以外	回線廃止に伴う工事調整・お客様立合い	不要	必要
	回線の再利用／新設時の工事調整・お客様立合い	不要 (同一キャリアでの再利用の場合)	必要

※上記の引込線等に関する工事とは別に、お客様要望による工事等（端末設定等）が必要になるケースがあります。

(参考) 残置・撤去の費用比較

(表中の金額は東日本の2022年度適用単金)

負担事業者	現用回線を残置し再利用する場合		現用回線の撤去後、新設する場合
現用回線の利用事業者	残置回線の維持負担額 (償却費等) 289円/月 ※1	< 撤去工事費を要する分、撤去の方がコスト高	現用回線の撤去工事費 + 償却費 8,572円 + 未償却残高
新規回線の利用事業者	残置回線の再利用工事費 4,613円 (スプリッタ工事※2) 6,014円 (屋内配線※3)	< 屋内配線も含む総額で、撤去の方がコスト高	回線新設工事費 4,613円 (スプリッタ工事) 14,193円 (屋内配線)

※1：屋内配線有の場合（回線管理運営費39円/月を含む）（屋内配線の再利用時には残価相当1,212円を返金）

※2：現用回線の利用事業者と再利用事業者が同一の場合は不要

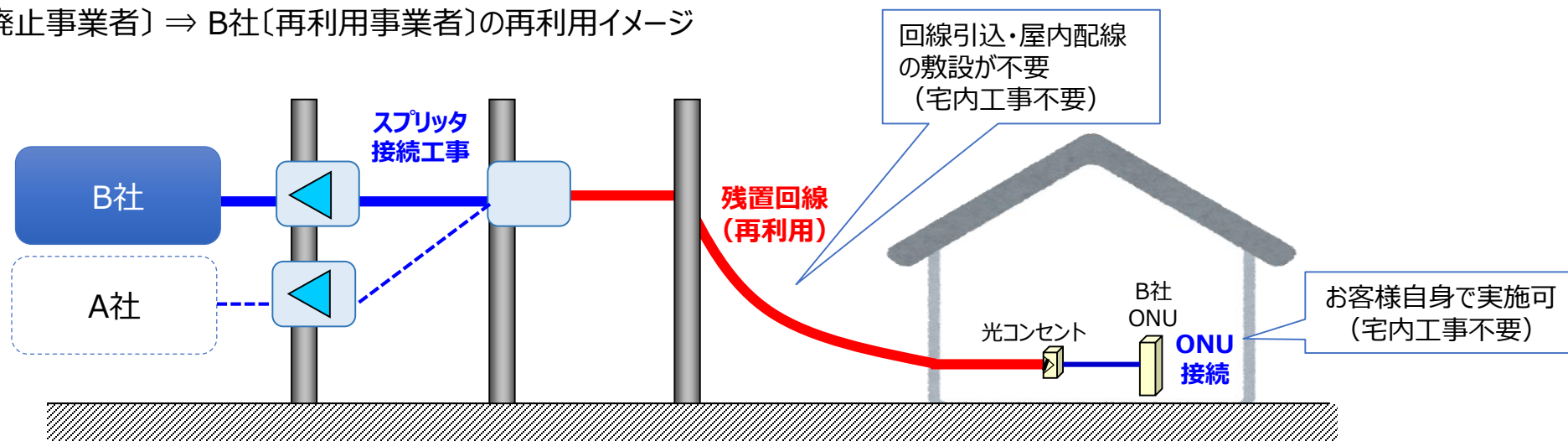
※3：現用回線の利用事業者と再利用事業者が同一の場合は1,212円を減額

維持負担額の算定方法見直しについて

- 以下の観点から、残置回線に係る維持負担額について、網使用料として利用回線数に応じた負担（分岐端末回線の接続料原価に算入して回収）に見直すことは一定の合理性があると考えます。

- ①従前より、いかなる事業者様からの回線申込時においても、回線設置場所に残置回線が存在する場合は当該回線を再利用をしていることから、残置回線はシェアアクセスを利用する全ての事業者様がその受益者になりうる設備であると考えられること
- ②今後、当社が一元的に引込線等の扱いを判断・運用していくことに加え、残置回線数に応じた負担ではなく、分岐端末回線の利用数に応じた負担に見直すことで、残置の障壁が解消され、設備運用の効率性向上が期待されること

■ A社〔廃止事業者〕⇒ B社〔再利用事業者〕の再利用イメージ



撤去費等の算定方法見直しについて

- 撤去する回線は、残置回線と異なり、現に利用している事業者だけがそのサービス提供のために利用していたものであり、他の事業者は当該設備の受益者には当たらないことを踏まえれば、事業者個別の要望により、申込の都度発生する撤去工事費については、現行通り、撤去する事業者が個別に負担することが適当と考えます。
- また、仮に、負担方法を見直すとしても、非効率な撤去が助長されないような仕組みとしていくことが必要と考えます。



検討を要する個別論点について



論点		当社の考え
論点 1	残置回線の現状について	■ 残置回線数及び再利用数、転用数の推移は、別紙1～別紙3の通りです。 ■ なお、前回の研究会において維持負担額及び撤去費の東西差分についてご指摘をいただきましたが、この差分は、東日本より西日本の方が引込線を長く敷設するケースが多く、引込線ケーブルの創設費等の額が東日本に比べて西日本の方が大きいことにより生じているものです。
論点 2	「特殊な状況」の現状について	■ 現行の算定方法が整理された当時（平成16年）の時点では、「新旧事業者間の局外スプリッタの位置関係等により、同一芯線を再利用できない場合が多い」との想定に基づき、残置回線の維持負担額は現用回線の利用事業者が専ら使用するものとして、個別負担いただく整理とされた認識です。 ■ 一方、その後の事業者間の運用整理等を通じて、現在では、新旧事業者間での引込線等の再利用や転用が実施できる状況になっています。
論点 3	「特殊な状況」の現状を踏まえた接続料算定方法の見直しについて	■ 4ページ目の通り、残置回線に係る維持負担額について、網使用料として利用回線数に応じた負担（分岐端末回線の接続料原価に算入）に見直すことは一定の合理性があると考えます。なお、事業者によっては負担額が増加するケースがあることにも留意が必要と考えます。（見直しによる影響額等は別紙4、別紙5の通り） ■ 一方、5ページの通り、撤去工事費については、現行通り、撤去する事業者が個別に負担することが適当と考えます。
論点 4	転用等の実現後における残置・撤去の判断主体について	■ 当社が判断主体となる場合、2ページの通り、お客様や接続事業者様からの要望等がない限り、原則、残置とさせていただきますと考えます。 ■ なお、その場合でも、引込線等の取り扱いに関するお客様対応は、現に利用している事業者様の責任において実施いただくことが必要と考えます。
論点 5	既存残置回線の費用負担について	■ 既存の残置回線についても、今後、再利用や転用が見込まれることを踏まえれば、維持負担額の見直しの範囲は、全ての引込線等を対象とすることが適切と考えます。
論点 6	残置回線に係る取組みの進め方等について	■ 2ページの通り、FTTHサービスの需要が継続的に発生する状況においては、引込線等の設備は回線廃止時に撤去することなく、残置して再利用していくことが効率的であり、かつユーザ利便にも適うと考えます。

(別紙1) 残置回線数の推移

- シェアドアクセスの施設数の増加に伴い、残置回線数は増加傾向。

構成員限り

(別紙2) 転用件数の推移

構成員限り

(別紙3) 再利用件数

構成員限り

（別紙4）維持負担額の算定方法を見直す場合の単価試算

（1回線あたり月額）

		現状	維持負担額の算定方法を見直す場合 （分岐端末回線の接続料原価に算入）
東日本	現用の分岐端末回線に係る接続料	328円	465円 （見直し影響：+137円）
	残置回線に係る維持負担額	250円	— （現用の分岐端末回線に係る接続料で回収）
西日本	現用の分岐端末回線に係る接続料	412円	762円 （見直し影響：+350円）
	残置回線に係る維持負担額	468円	— （現用の分岐端末回線に係る接続料で回収）

※表中の料金額は2022年度適用接続料ベースの値

(別紙5) 維持負担額の算定方法を見直す場合の影響額の試算

構成員限り